令和８年１１月９日
公益財団法人日本殉職船員顕彰会

「国と特に密接な関係がある」公益法人への該当性について（公表）

当法人は、国家公務員法の規定に関し、国家公務員であったものが法人の役員として再就職する場合に事前に政府に届出をおこなうことが必要な「国と特に密接な関係がある」公益法人に該当しませんので、その旨公表いたします。

［本件連絡先］
電　　話　03-3234-0662
F　A　X　03-3234-0682
電子メール　kenshoukai@isis.ocn.ne.jp

（参考）

〇国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 106 条の 24 第 1 項第 4 号

〇独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 54 条の 2 第 1 項において準用する国家公務員法第 106 条の 24 第 1 項第 4 号

〇職員の退職管理に関する政令（平成 20 年政令第 389 号）第 32 条

〇特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成 20 年政令第 390 号）第 18 条

〇職員の退職管理に関する内閣官房令（平成 20 年内閣府令第 83 号）第 9 条

〇特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣官房令（平成 20 年内閣府令第 84 号）第 8 条